

第40回 佐用町議会(臨時)会議録 (第1日)

平成23年1月21日(金曜日)

出席議員 (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員 (1名)	6番	松 尾 文 雄		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (21名)	町 長	庵 迢 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	復興担当理事	山 田 聖 一	教 育 長	勝 山 剛
	総 務 課 長	坪 内 頼 男	企画防災課長	長 尾 富 夫
	税 務 課 長	保 井 正 文	住 民 課 長	谷 口 行 雄
	健康福祉課長	野 村 正 明	農林振興課長	小 林 裕 和
	商工観光課長	前 澤 敏 美	建 設 課 長	上 野 耕 作
	上下水道課長	野 村 久 雄	生涯学習課長	福 本 美 昭
	天文台公園長	黒 田 武 彦	上月支所長	木 村 佳 都 男
	南光支所長	春 名 満	三日月支所長	廣 瀬 秋 好
	会 計 課 長	新 庄 孝	消 防 長	敏 蔭 将 弘
	教 育 課 長	福 井 泉		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (1名)	消 防 長	敏 蔭 将 弘		
		11時01分か ら 早 退		
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．会議録署名議員の指名

日程第2．会期決定の件

日程第3．議案第1号 平成22年度佐用町一般会計補正予算案（第4号）の提出について

日程第4．議案第2号 平成22年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第3号）の提出について

日程第5．議案第3号 平成22年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第2号）の提出について

日程第6．議案第4号 平成22年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第2号）の提出について

日程第7．議案第5号 財産の無償譲渡について

午前09時29分 開会

議長（矢内作夫君） それじゃあ、皆さん、おはようございます。開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに第40回佐用町議会臨時会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりお揃いでご参集賜りまして、誠にご苦労様でございます。

さて、今期臨時会に付議されました案件は、補正予算4件、その他1件でございます。

何卒、議員各位には、ご精励を賜り、これら案件につきまして慎重なるご審議をいただき、適切妥当なる結論が得られますように、よろしくお願ひし、開会のごあいさつとさせていただきます。

それでは、町長。

町長（庵道典章君） 皆さん改めまして、おはようございます。寒い中、早朝からご苦労様です。暦の上ではですね、昨日が大寒ということで、まあ、暦どおり連日、本当に、寒い日が続いております。今年の冬、本当に雪も多いですし、また、気温もですね、もう川が、全部凍結するような、まあ、そんなマイナス5度、6度というようなですね、まあ、そんな低温が続いております。

先日の大雪につきましてもですね、本当にあの、近年にない大雪になりまして、除雪も、ちょっと手間取って、迷惑かけたところもございますけれども、雪が非常に、気温が低いために軽い雪で、倒木等の被害がなくて、それによる停電という、これまで、かなり何回もまあ、繰り返してきた、そういう事故がですね、起きなくて、生活の面においてですね、何とか、大きな支障がない中ということで、助かっております。ただまあ、これから、まだまだこう、寒い日が続きますので、今後、この冬、非常にまあ、雪が多いので、心配をしているところでございます。

今日、臨時議会として、お願ひを、こうして議会を開会していただきまして、審議いただき、議決をお願いしております案件につきましては、まあ、先般の国の経済対策に基づくですね、臨時交付金にかかるですね、事業の補正予算として、事業を、今日、提案させていただきますけれども、実は、審議いただく前にですね、こういうことを申し上げて、申し訳ないんですけども、朝方、FAXが入ってきました。内閣府、地域活性化室の方からですね、この、今日、出させていただく、事業内容につきましては、きめ細かな交付金と、それから、地域に光をそそぐ交付金、2つの事業メニューで上がっております。その内ですね、光を、住民生活に光をそそぐ交付金について、全国から、その、国の方に上が

ってきている事業の内容がですね、国の、その事業メニュー、趣旨にそぐわない事業も含まれているということで、現在、見直しをしているということでもあります。

で、近々にですね、私とこ、佐用町が、県を通して国に上げている事業につきましてもですね、それが、可になるか不可になるかということが、改めて、何か、指示をされるというような内容でございます。

ただまあ、現在はまあ、今のところは、県を通して、県においては、これでいいだろうということで、国に上げさせていただいて、今日、議会に提案させていただいて、ご審議をいただき、議決をいただくという手はずになっているわけですけれども、国の方が、そういう指示がございましたので、もし、今日挙げている事業内容で、変更があればですね、これは指示があればですね、また、後日、次の3月の定例議会なりにですね、変更議案として、補正予算を出させていただくということになりますので、特にですね、ちょっと、心配しておりますのは、光をそそぐ交付金につきましては、ソフト事業を中心にとということでございました。まあ、その中で、上月で今、行っている、皆田の紙すきを、ずっと継承してやっていただいております。これが、そういう紙すきという伝統的な文化を継承するということでのソフト事業という解釈でですね、この交付金事業に充てているんですけども、こういう、実際の中、事業はまあ、そういう紙すきの、建物、施設をつくるということでもありますのでね、このあたりが、国がいう、その事業メニューの趣旨と、ちょっと違うというふうに言われるかもしれないという、おそれがございます。

まあ、そういうことを、1つ申し上げ、議決、審議いただく前にですね、申し訳ないんですけども、これは、国からの緊急の指示でありますので、そのことを前提に、今日の、ひとつこの、町が今、お願いしております、提案させていただいた内容で、ご審議いただき、適切妥当な結論をいただきますように、どうぞ、よろしくお願いを申し上げます、ごあいさつに代えさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、ありがとうございます。

〔傍聴者「これ、すいません。議会中に携帯電話鳴られましたけど、かめへんのんですか」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） いや、携帯電話の方は、切っておいて欲しいと思います。はい。

本日、松尾文雄君から病気入院治療のためということで、欠席届が出ておりますので、受理しております。報告をしておきます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第40回佐用町議会臨時会を開会をいたします。

なお、今期臨時会のために、地方自治法第121条の規定により出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、復興担当理事、天文台公園長、各課長、各支所長、消防長であります。

また、本日、2名の傍聴の申し込みがあります。傍聴者におかれましては、傍聴中の守らなければならない事項を遵守していただくよう、お願いをいたします。

これより、本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります。

議長（矢内作夫君） 日程第 1 は、会議録署名議員の指名でございます。
会議録署名議員は、会議規則第 114 条の規定によりまして議長より指名をいたします。
11 番、大下吉三郎君。12 番、岡本安夫君。以上の両君にお願いをいたします。

日程第 2 . 会期決定の件

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 2、会期決定の件を議題といたします。
お諮りをいたします。会期は、本日 1 月 21 日の 1 日限りといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は本日 1 日限りと決定をいたしました。
なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付をいたしております。ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

日程第 3 . 議案第 1 号 平成 2 2 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出について
日程第 4 . 議案第 2 号 平成 2 2 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 5 . 議案第 3 号 平成 2 2 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 6 . 議案第 4 号 平成 2 2 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 3 に入りますが、補正予算案でもありますし、日程第 3 ないし日程第 6 につきましては、一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。
では、議案第 1 号、平成 22 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出について。
議案第 2 号、平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について。
議案第 3 号、平成 22 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。
議案第 4 号、平成 22 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを一括議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵道典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 1 号から議案第 4 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 1 号、平成 22 年度佐用町一般会計補正予算（第 4 号）から説明をいたします。

はじめに、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 億 2,600 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 147 億 584 万 7,000 円に改めるものでございます。

今回の補正予算につきましては、昨年 11 月 26 日に成立した国の補正予算により、地域活性化策として創設されました地域活性化交付金に係る事業費を計上をしております。

その内容につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして、歳入から説明をいたします。

地方交付税につきましては、1 億 131 万 9,000 円を増額計上し、特別交付税の総額を 7 億 131 万 9,000 円としております。

分担金及び負担金は、林業用路網整備事業に係る受益者分担金 160 万円の追加でございます。

国庫支出金につきましては、地域活性化交付金 2 億 2,308 万 1,000 円の追加でございます。

地域活性化交付金は 2 種類ございまして、きめ細かな交付金が 1 億 8,866 万 4,000 円、住民生活に光をそそぐ交付金が 3,441 万 7,000 円、昨年 12 月 3 日に国から示されました交付限度額見込みを計上をいたしております。

次に、歳出についてご説明をいたします。

総務費、総務管理費におきまして、地域活性化交付金に係る事業費、3 億 2,600 万円を追加をしております。うち、きめ細かな交付金につきましては、19 事業、総事業費 2 億 8,120 万円を、住民生活に光をそそぐ交付金につきましては、8 事業、総事業費 4,480 万円を各該当費目に計上をしております。なお、きめ細かな交付金事業のうち、朝霧園、西はりま天文台公園、笹ヶ丘荘、これら特別会計に属する事業につきましては、一般会計から財源を繰り出し、当該特別会計においてそれぞれ事業費を計上する予算措置をいたしております。

以上、一般会計補正予算（第 4 号）の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 2 号、平成 22 年度 佐用町朝霧園特別会計補正予算（第 3 号）について、提案のご説明をいたします。本予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,000 万円を増額し、予算の総額を 1 億 6,435 万 5,000 円としようとするものでございます。本会計の補正予算につきましては、平成 22 年度緊急総合経済対策事業、地域活性化・きめ細かな交付金事業導入に伴うものでございます。

まず、歳入では、一般会計からの繰入金 4,000 万円を計上いたしております。

歳出では、交付金事業に伴い、新たな目、平成 22 年度地域活性化・きめ細かな事業費を新設し、朝霧園施設内スプリンクラー設置事業に係る委託料 250 万円、工事請負費 3,750 万円の合計 4,000 万円を補正計上しております。

以上、朝霧園特別会計補正予算（第 3 号）の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 3 号、平成 22 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 2 号）について、提案のご説明を申し上げます。はじめに、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,030 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、

歳入歳出それぞれ2億329万6,000円に改めるものでございます。本会計の補正予算につきましては、平成22年度緊急総合経済対策事業、地域活性化・きめ細かな交付金事業導入に伴うものでございます。

まず、歳入で一般会計繰入金を1,030万円増額し、総額を2,502万8,000円といたしております。

次に、歳出ですが、グループ用ロッジの風呂ボイラーの取替えや通路の設置などの修繕工事と、それに伴う設計委託料として、工事請負金1,000万円、測量調査設計委託料30万円をそれぞれ増額いたしております。

以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算(第2号)の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第4号、平成22年度、佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案のご説明を申し上げます。今回の補正予算の内容は、既定の歳入歳出から、歳入歳出それぞれ3,940万円を増額し、予算総額を1億5,546万3,000円に改めるものでございます。本会計の補正予算につきましても、平成22年度緊急総合経済対策事業、地域活性化・きめ細かな交付金事業導入に伴うものでございます。

まず、歳入で一般会計繰入金を3,940万円を増額いたしております。

歳出では、平成5年のオープン以来、長年使用しております食器類の更新費用として需用費に200万円と、ログハウス2棟の腐食箇所の修繕及び外壁の塗装工事等、工事請負費3,360万円を計上するとともに、設計監理費として委託料200万円、備品購入費に大会議室の完全遮光カーテンと会議用の椅子100脚の更新にかかる費用180万円を計上いたしております。

以上、笹ヶ丘荘特別会計補正予算(第2号)の提案説明とさせていただきます。

以上で、議案第1号から議案第4号までの補正予算につきまして説明をさせていただきました。ご承認賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。提案の説明を終わらせていただきます。

議長(矢内作夫君) 提案に対する当局の説明は終わりました。

本件につきましては、本日即決といたします。

まず議案第1号、平成22年度佐用町一般会計補正予算案(第4号)の提出について質疑に入ります。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、岡本君。

3番(岡本義次君) きめ細かな交付金の事業計画の中で、9番の獣害対策事業で、3,000万拳がっております。このことにつきましてですね、防護柵というふうに書いてあるわけでございますけれど、まあ、一昨年の水害で、あちこち倒れたり、いわゆる、その柵そのものが、有効な手段でなくなったということで、まあ、各集落から上がって来ておると思うんですけど、私はですね、この今、獣害被害でもう、町民が悲鳴上げているような状態でございますね、柵するだけであれば、なかなか柵しとっても、もうひとつ効果がないと。ですから、こういう金をもらった、交付税が下りてきた時こそですね、やはり、ある程度、攻めの姿勢というんか、もう少し獣害を減らしてですね、町民が、そういう作った作物でも、自分がとれるように。ほとんどが食べられてしまってますね、家の軒先までシカ、イノシシが出てきて、皆が困っているような状態で、家を柵で囲んでですね、

どちらが、どう言うんですか、柵しておるといふか、もう、そういう困ったような状態でございますんで、私が、前にも言ってましたけれど、いわゆる、おりとか、わなをですね、やっぱり積極的に仕掛けてね、そういう集落に、おりの補助金を出してでもね、半分ぐらいは。そして、ドンドン、捕まえて減らしていくと。そういう積極的なところをしていかないと、もう困ってしまっておると思うんです。

そこで、農林振興課長に聞きますけれど、まあ、町長にでも。そういう攻めの姿勢というんは、今回、なぜ、とられなかったんかということです。それが1点。

それと、この3,000万は、各集落から防護柵で上がって来ておる分が、全部網羅できておるんかどうか。

それと、災害でですね、傷んで、やってくれという要望が上がって来ておると思いますけれど、それが、2回、3回のところでも、それが、OKとするのかどうか。

その3点をお伺いいたします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） ただ今のご質問ですけれども、攻めの姿勢かどうかとは、別にしてですね、今回、挙げさせていただいておるのは、防護柵の設置に伴うですね、助成をさせていただくということで3,000万挙げさせていただいております。

で、防護柵だけでは防ぎきれないというのはですね、今までも、一般質問でも、度々こう、議員の皆さんからご指摘を受けているとおりです。

で、町においてもですね、23年度以降、それぞれね、おりなり大量捕獲、それから、シカ専従班とかですね、そういう、いろいろな施策を講じながらですね、住民と一体となつてですね、捕獲等ですね、被害を防ぐ方法をですね、実現するためにですね、ほな23年度からの新しい、今までの捕獲のですね、施策も全体に見直しながらですね、一方で、そういう取り組みをしようというふうに、今、検討をしているところです。

今回ののは、そういう防護柵というのはですね、これから河川復興がですね、本格的に入ります。それで、河川沿いにですね、防護柵を設置されている集落が、たくさんあります。その事業に伴ってですね、当然、それが撤去してですね、新たに設置しなければならないということが、出てきますので、そういうことも念頭においてですね、今回、予算をですね、計上させていただいております。これも含めてですね、それと、集落の要望もありますので、それも含めてですね、1つは、この防護柵というですね、対応をさせていただきたいというふうに思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） 集落でね、その倒れたところの、河川工事の復元に伴って、そういう取替えの分も入っておるといふことでございますけれど、いつも言うようでございますけれどですね、やはり臨時職を雇うてでもですね、そういうおりを、各集落に10個ずつぐらいでも仕掛けてね、そういうやつを捕まえていく。そして、また、獲った、シカとかイノシシの料金でも、もう少し高くして、本気になって、そういうやつを捕まえて、捕獲せんことには、増えて増えてですね、もう食べる物がなかったら、もう、どう言うんです

か、普通、柿の木の樹木までね、かじって枯らすような状態のどこまで、実際来ておると
思います。

ですから、私が、町長もご存知のように、テクノのですね、たつの市、佐用町のある
所で、言わんでもええという声も出ましたけれどね、やはり、たつの市や上郡町や宍粟と
でも連絡取ってね、そういう、さばき場でも作って、そういうやつを本気になってやって
いかんと、もう、本当に困っておるような状態でございますんでね、せっかく、こういう
交付金が下りて来た時こそ、そういう攻めの姿勢の中ですら、つかまえて、もう、皆が、
困らんような状態で、少しでもしていくということが、今後、町長として、お考えがある
んかどうか。

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 本気になってやっていますから。実際。それぞれね、いろんな形で、
1つだけで、その、済むんではありません。まあ、それは、佐用町だけで、これができる
ものではないということで、昨日もね、県の、県政懇話会で、知事の方からも、まあ、そ
ういう対策についてのね、説明も、いろいろと説明もありましたけどもね、県、市町、そ
して、地域、皆さん方一緒にやっていますし、それにもお金もかかります。だから、こうい
う今回の、この交付金についてもね、まあ、まず、その当面、おり、柵等についてもです
ね、防護柵についても、壊れていると、また、新たな所も、これも早く設置して欲しい
という希望、できるだけまあ、負担の少ないようにですね、こういう形で、早くやってい
こうという形でやっていますし、それから、今年は、おりとして、についても、かなり設置
をして、その捕獲もですね、一応目標の捕獲数まで、できるだけ何か、捕獲ができるよう
にですね、かなりまあ、おりで、捕獲ができております。まあ、そういう取り組みもして
おりますのでね、そのことは、十分、見ていただきたいと。それが、十分な効果が、直ぐ
出ているかどうかということについては、確かに、なかなか、効果が出てないというのは、
確かなんですけれども、まあ、何もしてないということではないということ、よく分か
っていただいていると思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） 何もしてないということは、言っていないんですけど、やはりです
ね、いわゆる、どう言うんですか、ゴルフ場なんかに行けばね、駆け込み寺のような危険
区域、獣害の、その、危険ということで、獲ったらいけんような、禁止区域になっており
ます。そこへ、ゴルフに行っておってもね、その、どう言うんですか、芝を、奈良公園の
シカのように寝そべて、食んだりしてですね、もう、そこへ駆け込んでしまいます。で
すから、そういうような周囲に、各集落の希望によってはね、おりが6万円するんであれ
ば、半分でも出してやって、そして、10個ずつぐらい仕掛けて、そして、役場の職員も、
そういう、いわゆる資格を取らしてね、そういう、各集落における役場の職員の名前使っ
ても、それを、設置することによって、かかったやつを集めて回る。それは、宍粟市なり
上郡町、たつの市、佐用町も一緒に力をあわせて、県に要望して行って、そういうふうに
協力をしてやっていくと。そういう方向で、今後、臨んでいただきたいと思います。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） 直接、今の話と関係あるということではないんですけども、ある方より、シカの処理場を、県の方が、6,000 万円で作って、その内の半分を町が見て作るというような話を聞いたことがあるんです。狩猟の方からね。

ところが、佐用町、まあ、宍粟の方にもあったらしいけど、宍粟の方もしないんでしょうけど、佐用町の農林の課長が来て、もう佐用町はしないと言ったというんです。で、何でなんだろうな、山本さんって言うから、何でなんだろうなと言われても、私、今、初めて聞くんで、答えのしようがないという話をさせてもらたんですけども、これだけシカやシシの対策に力を入れなあかんいうて、言うとう時に、なぜ、その処理場を、設計見積もったら高いんで、どうのこうのいう話を聞いたということらしいんですけども、これだけ、シシ、シカの対策をせなあかん時に、処理場というのは、優先的に、考えてしていかなあかんことではないかと思うし、実際問題、そんなに金額のかからないものでも、十分作れるんじゃないかなというふうにかう、考えて、僕ら、この前、視察、何とかならぬかいいう中で、行った中でも、その処分場をしているところは、そんなに大したものを作っておりませんでした。

そう考えると、十分、佐用町でも、そういったものを検討し、考え、また、そういうことがあるんなら、あるならば、われわれ議会の方にも、こういったことがあるんだよという説明の中で、進めてもらいたいなというふうにかう、話を伺いながら、感じておったんですけども、そのシカの処分場の、県と町で合わせて、6,000 万円の処分場のような話は、どういうふうな話になったのか、ちょっと伺いたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） どちらから聞かれたんか、分かりませんが、その 6,000 万でね、作るかとかというような、そんな話、私は、聞いておりません。

ただ、こういう処理場、知事も、シカを捕獲する。まあ、そういう中でね、このシカ肉の有効利用ができないか。それから処理場が必要だろうと。それは、その各町ごとではなくってですね、地域に、そういうことを考えて、どこかに、まあ、つくる必要があるんじゃないかということ。このことは、私らも、県にも要望もしてきております。

ただまあ、食肉として利用するような施設について、大きな施設をつくるかとか、できるかどうか。これは、やはり、その、食肉の販路とか、そういう問題があり、私らも、市町長会でも、視察にも、市町長会じゃない。この間、若狭の方にですね、も、見に行きました。そこにも、そういう施設を作ろうということか、やっておられたと。ただ、まあ、そこも焼却施設はつくるけれども、なかなか食肉としての、処理をするのは、なかなか難しいんだというような話も聞いて、やっぱり焼却施設が必要じゃないんかというような話もしております。

で、ただ、食肉としても、佐用町としても、シカコロッケとかですね、ハンバーガーとか、そういう形での、もう、利用もしていただいておりますのでね、そういう物を増やしていくためにも、あまり大きな施設じゃなくってですね、小さな、小規模な施設で、いい

肉を供給できるような、そういうやり方もあるんじゃないかと。そういうことでの研究もしておりますし、それに対する、まあ、県、また、地域、一体となったね、取り組みも必要であろうということでの、話も、今、聞いて、しておりますし、県も、そういうことで、いろいろと考えていただいているという段階です。

ですから、6,000万円の事業をどうのというのは、課長が、そんなこと、聞いているかどうか、課長からもちょっと、ほんなら答弁をしてください。

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 国のですね、補助メニューで、そういうシカ肉の処理場、今、町長が答弁されましたようにですね、シカ肉の処理場とかいうメニューはあります。で、そういう中でですね、農林振興課の中でもですね、そういう調査をしました。

それから、例えば、その処理場、シカ肉の処理場だけではなくにね、水路とかですね、農道の整備とか、まあ、そういう土地改良としてですね、対応できる事業メニューはですね、今後、住民の要望がある中で、どういう形で、実現可能かどうかというのはですね、農林振興課内で、そういう調査はしております。

それによって、その調査と、調査するということは、また、県とも相談はしておるわけですが、しかし、その中で、そういう、こと処理場に関してはですね、今後の維持管理ですね、経費がどうなるのかとか、誰が運営していくのかとかですね、それから、需要と供給が、どうつながっていくのかということがですね、まあ、十分検討されなければなりませんので、そういう中で、本町単独でですね、するというのはですね、やっぱりこういうのは、県全体で取り組むことでありますので、そういう処分場とかですね、処理場というのは、先ほど、町長が答弁されましたように、やっぱり広域的にですね、やる必要がありますだという形に、必要だということも要望しておりますので、そういう中での話です。

だから、それが、事業ができるかできないかとか、実現するかどうかというのはですね、それ以前のですね、前段の中でのまあ、検討事項は、検討いたしましたけれども、まあ、そういう中でね、住民から要望は、確かにありますので、そういう住民の要望があっても、それが実現可能かどうかというのは、検討したことは事実です。

その中で、それだけ金額かかってするのであれば、単町ではなしに、広域的にですね、やっていくことが必要ではないかというふうに判断はさせていただいております。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） 町長は、聞いていないと言いましたけれども、課長は、まあ、維持費等のことで、広域的にやらなあかんということで、まあ、調査した中で、まあ検討というのか、まあ結論を出していないというような答弁だったと思うんですけども、この6,000万というのは、県の方から出てきたんを、ある、その人が聞いたんだと。その内の半分を町がみる。半分の県がみる。町は、そんなに、半分の3,000万もようみません。課長が、はっきり言うて来たんです。だから、ようしないという話を、その人は、聞いたんだけど、山本さん、何でなんだろうという話だったんです。

で、まあ、実際問題、その人が言うには、私とも処理していると。処理ということじゃないけども、シカ獲って、まあ、僕が行った時も3頭ぐらい、シシ、ばらしてました。だから、こんなもんでもええんじゃないのと。3,000万もいらん。町長が言われたように、

小さい施設で、ああ、小規模な施設でいいんですよと。そういうようなものでも、なぜ、できないんですかと。何か、設計したら、どうのこうので、そういう金額になるんですけど、言うらしいけども、そんな大きい施設は、いらんじゃないですか。小さなものでできるでしょうって言われたんですよ。

だから、小さなものだったら、僕もできるんじゃないかなと思うんだけど、僕は、町長の答弁と、課長の答弁は、ちょっとチグハグしていると思う。

町長は、ほんまに、今、知らなかったという話だけでも、課長が言われたように、広域でやるような、維持、やらないと、広域でやらないと維持費等の問題が難しいというような話があるけども、そういう話は、県からあったということ、町長は、知らなかったんですか。もういっぺん伺います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 要望をしておりますですね、そういう、その施設をつくるんについて、その、大きな施設を、その、つくっても、なかなか、維持管理が難しいと。また、その運営が難しいというのは、これは、当初から、私らも、町がね、こういう施設つくるにあたって、県に広域的につくってもらいたいという要望をしてくれているわけです。ですから、そういう、その、今、言われたね、6,000 万円の事業費を計算して、それを町が半分持つと。県が半分持ちますというような話は、私は、そこまでは聞いてません。だから、そういう施設をつくることについては、いくらかかるか分かりませんが、必要だろうと。ただ、それは、広域的に、多可とかですね、宍粟とか、それから佐用、こういう西播磨なりに必要だろうということについては、これまでも要望はしてくれているわけです。はい。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） この 6,000 万円という数字は、町が出した数字なんです。県が出した数字じゃないんです。県、町が、設計見積りしたら、これぐらいかかりますよいうて、町が言うて来たというんです。ねっ、だから、そこらへんが、ちょっと僕には、よう分からんので、ちょっと、もういっぺん聞きたいと思います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 先ほど、申しましたようにですね、町長に報告するまでに、前段でやっぱり要望とかね、事務の方は、事務方の方ですね、ある程度整理はさせていただきます。そういう中で、そういう処理場をすればですね、やっぱり食肉として出す以上はですね、衛生上の問題もありますし、そういう保健の関係もありますので、そういうことは、きちっと整備をする、整備をされた施設をつくらなければならないということがありますので、そういうものをつくらうとすればですね、概算で、どれぐらいかかるんだろう

かといったら、概算で 6,000 万ぐらいかかるのかなという形で、まあ、概算としてね、出させて、検討材料として出させていただいている数字でありますので、それが実際に 6,000 万なのか、7,000 万なのかというのはですね、そういう設計とか、そういうのは、何もしておりませんので、そういう数字を挙げさせていただいて、それと共に、他の農道とかです、水路とか、そういう要望ありますので、そういうものも、補助事業でみようとするれば、総額どれぐらいになるのかということもね、総合的にまあ、前段の調査として、やっている。検討をしてきたという経過はあります。それによって、事業に乗るか乗らないかというのは、当然、執行者である町長の方にですね、ご相談もさせていただいて、判断を仰ぐということになりますけども、今、私が話しているのは、その前段のですね、そこまで、町長に報告するまでの前段の話をしているわけです。

それと、県の方は、やはり処理場を、先ほど、町長も答弁されましたようにですね、県の方は、処理場をつくったらどうかという話もあります。しかし、先ほど言いました、単町でつくるというのはですね、将来のことを考えればですね、町としては、負担が大きいということになりますので、広域的に、そういう処分場なり食肉の加工場なり、そういう処理場をですね、やっぱり広域的に考えていかなければならないということで、それは、町長もですね、知事の方にも、それからまた、西播磨の中の会合とかですね、そういう中でも、そういうお話は、されているというふうに思います。

〔平岡君 挙手〕

〔山本君「4回目やけど、あかん」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） いや、ちょっと。はい、平岡君。

10 番（山本幹雄君） 今のん、どうも、2人の答弁がちぐはぐやから、なっ。まあ、4回目やから、ええけど。うん、まあ、一応。

議長（矢内作夫君） ちょっと。はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 先ほど、提案説明の中で、町長の方から、昨年 12 月 6 日に国から示されて、この度の臨時議会での提案ということなんですけど、1つは、きめ細かな交付金で、この 19 項目に決定された、その経過というか、その内示があってから、これを決定するまでの経過と内容のことについて、上程されて初めて、具体的に項目、分かったわけです。そこで、計画すべき事業区分として、1からまあ、きめ細かな場合は、1から5まであって、事業採択というか、事業計画されたものがあるのと、それから、ゼロ件という形で、されなかった分野もあります。こうした内容の説明をお願いします。

光をそそぐ交付金についても、同じことなんですけれども、当然、あの、住民の切実な要望の、早期にできるだけ財源確保できた時点で、手立てを打つというのは、大事なことだと考えますけれども、その点、お願いします。

議長（矢内作夫君） ちょっと、漠然とした。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） はい。回答になるかどうか、分かりませんが、経緯をお話しさせていただきます。

まあ、この交付金についても、政府の、その検討の中で、にわかに出てきた経緯があります。そういう中で、12月に入ってから、この交付金の内示というんですか、限度額、そういうものも提示される中で、財政課、総務の財政室の方で、この事業の計画を上げる、もう近々に、国の方に上げるということの、期間の中で、各担当課に周知し、従来から、この、こういった交付金、きめ細かな交付金等については、今回、初めてのことでありませんので、平成20年から、こういった交付金もありますので、そういう中で、もう一度、各課、従来の国庫補助、そういったものの事業でできない部分で、比較的、こういう交付金、自由に充当できる事業を洗いなおすという指示をさせていただいて、その中で、各課から上げた事業、そういうものを担当課を含めて協議させていただいて、この趣旨に合う事業として、まとめさせていただいております。

で、特に、きめ細かな交付金につきましては、今までの、21年度のきめ細かな交付金事業もありましたので、整理は、ある程度絞ることができたんですけども、その、住民生活、これにつきましては、今回の新たな事業の趣旨の縛りというんですか、そこは、非常にこう、漠然とした内容であったために、この事業については、ソフトを中心というような縛りと、まあ、ハードも排除するものではないというような、内容でしたけども、それにつきましても、できるだけ、その12月の段階で、収集できる情報を元に、各課から事業を上げさせていただいて、整理をさせていただき、できるだけ、基本的には、国から示されている交付限度額、それをくだらないように、なお且つ、一般財源とする事業内容を優先的に、この機会にできる事業、そういうものを基準に選定をさせていただき、それぞれ事業についても、ヒアリングをさせていただく中で、何項目かに絞らせていただいて、今回、事業計画ということで、国の方に計画申請を上げ、今回、補正計上、予算化させていただいている。そういう経緯でございます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 今、新年度予算に向けてね、それは、それで、通常の予算も計画していくわけですから、今回、予算に、当然、あげるべき内容も、今回、そういう財源確保に伴って、早めに対応したいということになると、なっているんだと思うんですけど、そうですか。

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） はい。まあ、できるだけ、こういった交付金、使途について、ある程度、町の主体性で判断できる事業ということですので、できるだけ、そういう点も、町の財政も勘案した上で、そういった、前倒しというんですか、将来、必ずこういった事業が必要になるというような視点も加えて、判断をさせていただいて、事業を計画させていただいてます。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 具体的な点で、1 点お伺いします。

この中では、負担金ということで、3 ページに、分担金及び負担金という形で、農林水産業の分担金 160 万円が計上されているんですけど、この事業をするのにあたって、負担金が必要だということの計上なんですけど、これは、具体的には、どれぐらいの割合と
うか、内容的な点について、ちょっと、説明お願いしたいんですけど。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 農林水産の分担金ですけども、これはですね、今回挙げさせていただいております林業用路網整備事業のものであります。それで、割合は、20 パーセント、今、計上させていただいております。これは、森林のですね、まあ、倒木とかですね、作業道が壊れている、林道が崩れているとかですね、そういう、今まで、なかなか維持管理ができなかったところですね、それによって、森林の整備が遅れているという状況がございます。まあ、今後、こういう事業を続けていかなければならないわけですけども、森林組合とも連携しながらですね、施業計画をもってですね、そういう施業計画あっても、作業とか林道が、破損しているところはですね、なかなか、そこまで到達できない。効率も悪いということになりますので、そういう効率性を上げるために、そういう整備をしていこうということで、それには、やっぱり関係者ですね、いらっしゃいますので、そういう方々のご負担もお願いをして、そういう整備をする。

だから、今の経済状況の中ですね、なかなか負担が大変だという住民の意識もございますので、これは、森林組合ともですね、話をしておるんですけど、して、継続して、話をしよんですけども、町の農林振興のですね、林務の方と、森林組合と一緒にですね、そういう候補地の所をですね、集落へ行ってですね、いろいろと、そういう説明をしながらですね、住民の理解を得てですね、そういう作業をしていくということで、そういう順序を踏んでですね、やっていきたいというふうに思っています。

それと、今、県の方ですね、佐用町には、360 路線ほどですね、今まで作業道とかですね、その林道がございます。で、今、県の方ですね、どういう状況なのかいうのをですね、今、調査をしていただいております。それによってですね、破損状況も把握できますので、そういうところのね、緊急性のあるところを優先しながら、また、住民の皆さん
のですね、ご理解もいただかなければならんということもありますので、そういうことも、総合的に含めて、この事業を進めるのに当たってですね、そういう地元の皆さんの負担というものを、20 パーセントという形でですね、お願いをしていくという形で考えております。

議長（矢内作夫君） はい、他にありますか。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 光をそそぐ交付金で、この別紙で、6番目の、学校図書室整備事業で、利神小学校の図書室の整備ということで挙がっておるんですけども、200万。これは、利神小学校の場合、図書室が、踊り場のような所にあつて、暗いし、寒いしというような意見も出ておつたんですけども、その図書室の整備ということで、その場所は変わらないか、場所を移しての図書室の整備になるんか、そこら、ちょっとお聞きしたい。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） ご指摘のとおり、踊り場で、暗い時には、なかなか、外は雨が降っているたら、どうしても皆、図書室に行くんですが、そういった時が暗いということで、照度が足りないということであります。

実は、非常にこう、児童が少なくなつてきまして、実は、パソコン室が、非常に空調もしっかり効いております。で、そこを有効に、仕切りをして、で、明るい所で、明るいというか、照明のしっかりした所で、子どもを、今後、読書させたい。それから、いい天気の際は、今の現状のところでもできる。住み分けしながら、多い時には、どちらもこう、使えるというような状況での、今は、非常にこう、狭い所で、図書室を持っております。そういう部分で、パソコン教室を一部改修して、充実したいと思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） ほな、もう1点。それは、分かりました。

それと、後、その裏側のきめ細かな交付金で、ゆう・あい・いしいの改修事業ということで、外壁塗装等がまあ、行われるようになっておるんですけども、これは、これでいいと思うんですけども、どんなんですか、ゆう・あい・いしい、あの道路ができて、集客は、今までと、どのようになっているか、まあ、まだ、3月が来ていないんで、決算は、分からないと思うんですけども、どんな状況ですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 昨年の3月末にですね、鳥取自動車道が供用開始というふうなことで、開通をしたわけでございますが、まあ、ゆう・あい・いしいの利用状況でございますけれども、具体的な数字はですね、把握をいたしておりませんけれども、支配人等から聞きますにはですね、やはり、この冬季に、12月からですね、1月、2月、こういった時期にですね、やはりまあ、利用客が、予約がないと。今年については、極めて少ないといったような状況であるというふうなことで、利用客もですね、少ないといったような状況になってございます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） ここは、指定管理者制度になっておるけど、毎回言うことなんですけれども、指定管理者制度になっておるんであれば、もっとやはり、いろいろ、町の方から、こういうようにして、次々、つぎ込むということより、もっとやっぱり努力をね、していただいて、やっぱりあの、やらないと、いろんなやっぱり苦情等も出ておるんで、ゆう・あい・いしい自体がもっと、何か、努力をしているというような現状、あるんですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 今回、この外壁の塗装等につきましてはですね、建築後、約14年程度のまあ、経過がいたしております、施設内で、指定管理いたしておりますも、施設内で、それを修繕をしていくというのはですね、非常にまあ、高額でございますので、当然まあ、町で負担をしていかなければならないということでございますが、経過年数と共にですね、外壁がやはり、腐食とか、塗装しないとですね、やはり、長持ちをして参りませんので、長寿命化といいますか、長持ちをさせるために、こういった塗装等をですね、高額でございますので、こういう費用でさせていただきたいというふうに思っております。

で、まあ、ゆう・あい・いしいの、その経営でございますけれども、先般も諮問委員会等が開催をされましてですね、今後の運営についても、どうやっていくかと。現状、今、申し上げたように、非常に厳しい状況でございますので、知恵を出し合いながらですね、何とかまあ、乗り切っていけないかということ、諮問委員会でもご議論をいただいたりしながらですね、当面まあ、社長等の選任等も迫っておりますので、そういった中で、体制等もきちっと整備をしながらですね、また、取り組んでいきたいというふうに、諮問委員会の中で、協議をされております。

議長（矢内作夫君） まあ、いろいろと質疑があるだろうと思うんですが、できたら、この補正案に沿った質疑ということで、ひとつお願いしたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） 先ほどの、平岡議員の関連ですけれども、林道、作業道整備の分担金、20パーセントということですね、課長は答えたんですけども、仮に、それがね、そうだとしたら、今回の交付金申請では、事業費800万円ですね。もしもね、この800万円、全額、この作業道関係、事業費認められて、出た場合にはね、結果的には、地元負担金の160万円の交付金分もいただいた上に、地元からは、160万円、2割の地元負担金をいただくと。この会計上の話ですよ。いう理屈になるのではないかというふうに思うんですね。

それで、これ、質問したいのは、数字の語呂合わせですから、実際、800万円の予定が、その8割の640万円しか出なければ、ピタリ2割負担ということであうんだけど、伺

いたいののは、こういう交付金事業で、課長も言っているように、今後の林業振興というのは、大事な課題であることも明白ですから、交付金事業の場合はね、やっぱり条例上は、地元負担は、20パーセント以内が条例ですから、20パーセントに決まってません。そういうことからすればね、この地元負担率を、交付金事業について、考えると。つまり、災害時の農業災害のように、10パーセントとかね、そういういったことも含めてですね、これ当然、考えるべき内容ではないかと。交付金事業に絡めてですね、そのあたりの見解を伺いたいんですけど。

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） ほな、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） まず、地元の負担金の捉え方と、それから交付金の事業の、事業総額に占める交付金の充当ですけれども、鍋島議員も、よくご理解いただいていると思いますけれども、全体で、交付金を、今、充当しているのが、このきめ細かな方で、1億8,866万4,000円ということで、一般財源のところを見ていただいたら、9,000万あります。まあ、だから、交付金は、全体で、約6割から7割ということで、充当させていただいてます。

だから、言われますように、その負担金を、まあ、全額、この交付金額どおり認められたからといって、交付金、その、負担金の分も含めての交付金の充当ということではありませんので、事業そのものについては、やっぱり従来の事業をするというのが、もう、基本だと思います。

あの、100パーセントの補助事業と、交付金事業ということではありませんので、その点は、大前提ということで、ご理解をお願いいたしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ご指摘のようにですね、交付金事業ということで、できるだけまあ、そういう町の一般財源と一緒に繰り入れながらもね、これが普段、町が、なかなか補助事業とか、ああいう、そういう特財がない中で行っていかねばならないような事業に充てようというのが、交付金、このきめ細かな交付金事業としての、事業の選択をした、また、一番柱になっております。

まあ、ただ、今回の林道事業につきましては、これからまあ、これだけでは済まない。もっともっとたくさんやっていかなきゃいけない。まあ、そういう事業内容でありますので、交付金利用で、一部こうして充てて、まあ、まず取り組んでいこうということでの、まあ、農林振興課からの提案でありましたので、とりあえず、この800万という金額を挙げてます。

ただ、その中で、条例上、2割の負担ということがありましたので、まあ、一応、予算上、2割の負担を計上しているということです。

ただ、現状としてですね、そういう、その、関係者、森林所有者の方々にですね、負担を今、求めて、2割のですね、できるかということ、これはなかなか負担は無理だというふ

うに思います。現在の木材価格、状況から見てですね、まあ、そういう中で、この2割以内ということですので、当然まあ、実際の、これから県の、この事業なんかもありますしね、補助事業、林道なんかの整備についても、お願いをしていかなきゃいけない部分もありますし、そういう補助金なんかのことも含めて、これから、取り組んでいきたいなと思っております。

そして、それによって、負担を軽減をしたいというふうに考えておりますし。

それから、もう1つは、まあ、これは、森林組合で、これから施業計画を立ててですね、少しでも収益の上がるですね、やり方を取り組んでみたいと。まあ、それによっては、その、木材価格にもよりますけどもね、まあ、きちっと、林道、また、路網をして、効率的な、この伐採をして、この、素材として出荷をしていけばですね、利益が上がればですね、そういう計画ができれば、それに見合う負担金をいただくという形も取らなきゃいけないだろうと。これから、ずっと長く続けていくためにはね。

まあ、そういうことを考えておりますので、予算上、とりあえず2割ということでの計上をさせていただいておりますけれども、そういうことを含んで考えているということをお伝えしておきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） はい、分かりました。それは、分かりました。

それで、先ほど、総務課長の説明で確認したいんですが、確かに、今回も、きめ細かな交付金の限度額が、1億8,800万で、2億8,000万のね、事業計画を出してます。これは、当然、少なめのね、事業計画だと、入札減等でね、実際、減額いっぱいもらえないという、これは最初から、ずっと臨時交付金の時から説明が、受けてました。それは、もう当然のことだからいいんだけども、ただ、今回、違うのは、前回、きめ細かな臨時交付金の時は、2億6,000万ほどで、3億3,000万ほどの事業計画立てておるんですね。つまり、限度額に対して、大体3割増しですよ。130パーセント。で、今回のきめ細かな交付金は、5割増しですね。限度額に対して。で、光をそそぐ交付金についても、だいたい従来どおり3割増しほどのメニュー立てていると。計画を立てているということです。

で、僕、何が聞きたいか言いますとね、限度いっぱいもらえないから、措置を取るの当たり前なんだが、これが、逆にね、限度額の2倍、3倍の事業計画を立ててね、当然、それは、めいいっぱいもらえるんです。しかし、一連の事業は、全部交付金事業ということで、片付けた場合に、いろいろ、その問題があった時に、あれは、交付金事業だからということで、ひとくくりにはされるんじゃないかという問題。

例えば、こういうことなんです。岡本議員が、一般質問で、滑り台のこと聞いてましたね。で、それは、私らは、当然いいと思っておるんだけど、仮に、町民が、あれは、あかんと言った場合に、町長の答弁というのは、あれは交付金事業ですからというのが、答弁にあったわけです。実際は、その半分以上が一般財源の持ち出しというようなことになった場合にはね、やっぱり、これはおかしいことになるという点があるんで、今回、150パーセントの、限度額に対する割り増しの事業計画、このあたりは、どうなのかという点で、お聞きしたいんです。

つまり、前回のきめ細かな臨時交付金の時は、3割増し、実際もう決算になりますから、だいたい、どのくらいで、だいたい落ち着きよんかな。限度額に対して。きめ細かな臨時交付金。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 今回まあ、補正させていただく、その交付金と総事業費の関係ですけども、これは12月の議会の時の一般会計の補正で、交付金の、交付税の補正を8,000万ほど、8,800万ほどですかね、させていただいた時に、町長が、ご説明、もう、したと、私は記憶しておるんですけども、あの、12月の補正の8,000万、約、まあ、現実には、当初予算からの比較で9,000万ほどですけども、それは、経済対策ということで、交付金が再算定になりました。そのまあ、同額を12月に補正させていただいたんですけども、それも国の経済状況、そういうものの景気対策ということで、措置された分です。で、今回、この2つの事業に、そのも含めて、その約9,000万ほどですか、の、経費と、それから、今回の臨時交付金、交付金を合わせて、財源をまあ、考えさせていただいてます。

まあ、その中で、事業の執行残、鍋島議員も言われますように、これまでの事業につきましても、工事等についても、執行の残というものが出てきます。執行減というものが出てきますので、そういうものも勘案して、その、今、お話しした経済対策の交付税と、それから、今回のきめ細かな交付金、光をそそぐ交付金等の交付限度額、それプラス、今、お話しした、その、減の予測されるもの、約1,000万ほど、それを想定しているんですけども、そういう形で、財源を考えさせていただいて、総事業費を組み立てさせていただいてます。

だから、総事業費の内、6、7割程度ということで、ご説明しましたけども、全てが3、4割、そうい危険負担というんですか、執行残を見越しての額ではなしに、当初、そういった経済対策の交付税、並びに、交付金ですので、そういう基本的な考え方で、事業計画を挙げさせていただいてます。

〔鍋島君「はい、1点だけ。はい、今度3回目ね」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） えっ、3回済んだん違うんかいな。

16番（鍋島裕文君） それで、確認しておきたいのは、12月補正の普通地方交付税の増額というのはね、経済対策ひとくくり、言っていたけども、あれは、ご存知のように、普通地方交付税の中の雇用対策特例の、特例の別枠のね、いわゆる普通地方交付税の中に、地域再生対策費と臨時雇用の関係の別枠のものだったんですね。あれは、交付税だから、何に使ってもいいんだが、趣旨としては、経済対策ひとくくりじゃなくて、雇用創出なんですよ。それで、地方交付税の中の別枠のメニューがあるわけですから、ひとくくりで経済対策で使うのはどうなのかという点は、議論されたのかな。あれは、雇用対策の特例費の増額だったはずですけど。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） その点も、こちらの方、検討させていただいて、雇用対策、地域のこういった事業を創出するということは、雇用の促進にもなるということもありますし、

雇用対策、あの特例交付金は、雇用対策に限るということじゃなしに、地域資源を活用すると、そういった性格のものでもありますので、そういったことも含めて検討させていただいて、その枠を、こういった中でも反映させていこうということで、事業を、今回の交付金だけではなく、その9,000万ほどの事業を上積みさせていただいております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 計画表の中にある個々の事業について、お伺いしたいんですけれども、1つ、きめ細かな交付金については、ナンバー2の、水害時注意喚起道路標識等の設置。これの内容と設置箇所が分かっているならば、予定されていれば設置箇所。

それから、光をそそぐ交付金については、一番目の、地域情報データベース事業、補正予算では、コンテンツマネジメントシステム設定委託料とありますけれども、この説明と。

それから、光をそそぐ交付金については、計上すべき事業区分としては、消費者行政とありますけれども、これが、今回、補正ではゼロ、なしということですが、この点、先ほど、町長のあいさつの中でもありました、ソフト事業でいうことでしたら、この、佐用町としても、消費者行政については、その、新しく、室なんかも、その担当者も決めてやっておりますから、そのソフト事業に合致することだと思っておりますけれども、その消費者行政の、それは、どういうふうに、今回、考えられたのか。

その3点、お願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） まず、きめ細かな交付金の災害時避難支援施設の関係なんですけれども、これにつきましては、台風9号災害で、浸水被害が多く出ました。この地域に、当時の浸水実績が忘れ去られないような形で、浸水実績の看板。それと合わせまして、避難所を、その同じ看板の中で、避難所は、こちらの方で、だいたい何メートル先ですよとか、そういう、他に設置されている市町の例を見ながら、看板を設置したいと。これは、公共施設でありますとか、それから、道路、そういう通行される方が、見れるような形で、また、夜間でも見れるような形の看板を設置したいと。で、今の設置の考え方なんですけれども、平福、それから、佐用、上月、久崎、この、浸水被害が多かった地域に設置をしたいというふうに考えております。

予算が、全体的には500万ということなんで、できるだけ見やすく、大きな看板をしたいと思っておりますので、ちょっと数が、どの程度できるかは、分からないんですけれども、できれば、20基程度はしたいなというふうに考えております。

それから、住民生活に光をそそぐ交付金の、地域情報データベースの構築なんですけれども、これにつきましては、現在、町のホームページをこう、しているわけなんですけれども、このソフトが、ちょっと古くなりまして、入力についても、非常にあの、誰でもできるというような、ちょっと状況でございません。今回、このホームページを再構築したいということで、そのソフト、そのソフト関係の委託料、コンテンツマネジメントシステムという、このまあ、情報管理システム、この委託料として、920万。それから、合わせまし

て、この、町ホームページの関連するサーバーの購入費ということで、備品購入費 585 万の中に 180 万ほど、そのサーバー購入費を、今現在見込んでおります。

以上のような状況です。

議長（矢内作夫君） 消費者行政。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 消費者行政の関係でございますけれども、国におきましては、21年の9月に消費者庁ですね、が、発足をいたしまして、消費者安全法という法律がまあ、施行されて、現在まあ、運営をされているところでございますけれども、これをうけまして、県においては、兵庫県消費者行政活性化計画というものを、策定いたしまして、それぞれの市町がですね、運営できるようにということで、消費者行政活性化基金というものを設置をいたしまして、市町に助成をいただいておりますというふうなことでございます。

今回、光をそそぐ交付金の中にですね、地方消費者行政といった項目があったわけでございますけれども、課内でもまあ、十分検討をしたところでございますけれども、現行、先ほど申し上げました、県のですね、消費者行政活性化事業補助金、そういったものをいただいております、その補助金でもってですね、対応いたしておりますので、今回の、交付金についてはですね、計上しなかったということでございます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 最初の、水害時の道路標識等ですけど、その、最近、その、新聞等で見ますとね、その、避難所の案内等でしたら、携帯電話から読み取れるコードみたいなのがあって、それを看板に設置して、携帯電話でしたら、それで、一番新しい情報が、その看板でしたら、字書いたら、それで終わりですから、その読み取る、そのコードみたいなのが、看板にあって、それをやったら、携帯電話から、すぐどういうふうな情報があるか、最新の情報が引き出せるというようなこともあるやに、新聞報道で聞いたんですけれども、そういうことも、最新の情報ですから、一番まあ、それを知っておられるかどうかということと、それを検討されるかどうか。それは、どうですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） この2番の、その支援事業の中では、看板というようなことで、挙げておりますけれども、今現在、地域防災計画も見直しする中で、避難所等の見直しとか、そういう、中も、今現在、検討もしております。

で、基本的には、今現在の避難所は、おそらく今のままになりますし、それから、やは

り避難する時に、小学校の体育館とか、遠い地域にあっては、一時避難所というような形で、今現在こう、する中で、今後、先ほど言われた、携帯等を使って、その避難所の位置とか、そういうふうなものにつきましては、今度、ホームページの再構築を考えております、この事業の中では、既にまあ、近隣の上郡町なんかでは、町のホームページを見ますと、その中で、いろんな、携帯で読み取れるQRコードでしたかね、そのコード自体も、ホームページの中に上がっております。ですから、全体的には、ホームページの中で、そういうQRコードを使って、いろんな情報を発信できるような考え方はしたいと思っております。

ただ、避難所とか、そういう個々の中で、どこらへんまでができるかというのは、まだ現在、状況として、こちらの方も、そういう詳しい内容までは、検討しておりませんけれども、先ほどいただいた意見につきましては、参考にさせていただいて、今後まあ、できるかどうかというようなことも検討したい思います。

議長（矢内作夫君） ここで、ちょっと報告しておきますが、敏蔭消防長から、播磨地区の、播但か、播但地区の消防長会議があるということで、早退届が出ておりますので、認めております。報告をしておきます。

他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 住民生活に光をそそぐ交付金の7番の項でございますけれど、博物館の整備事業の中で、平福の郷土館、上月歴史資料館、三日月陣屋館、昆虫館の充実ということでございます。500万拳がっておりますけれど、これらについては、この500万を入れることによって、今の現状と、このように良くなるんだという、もうひとつ見えてこない部分があります。その説明と。

それと、今、大撫山ですすね、遺跡の発掘調査なんか、まあ、されて、コンテナに収められておりますけれど、それらの分が、この中に、ある程度入ってきて、町民に、見てもらうことができるかどうか、そこらへの関連は、どうなんかということと。

12月にも、ちょっと一般質問の中で、文化財保護の中でですすね、安倍晴明の塚なんか、崩れかけておるといようなことも、地元からの要望で上がっておりますが、そこらへんについては、どのようにお考えかどうか、教育委員会にお尋ねします。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 平福郷土館、それから、上月の歴史資料館、それから、三日月の乃井野の陣屋館、教育委員会は、そういった施設を管理しておりますが、平福の郷土館につきましては、ほとんど展示室の内装が、模様替えといいますが、全然されていない。展示の備品等も非常にこう、老朽化している。そうした物を替えなければいけないということと。

それから、少し、専門的な方に、見ていただいて、展示の内容、部屋のレイアウトとか、それから、そうした展示箇所を、いろいろとこう、そういう専門家の下に基づいて、設計

していただいて、それによって、その配置。それから、展示物も、いろいろな物があるんですが、主にこう、民具とか、そういう物が多いんですが、そういった物を、常時、定期的にこう、入れ替えていかなければいけないんですが、なかなか、その作業が、従来できてないということで、この際、こうした補助事業の中で、やっていきたいなと思っております。

それから、安倍晴明の晴明塚でございますが、前回もご質問がありましたが、晴明塚の方は、町の指定になっておりますので、当然その、その所有者、管理している者が修理しなければいけない。それが、できない場合は、町も予算に応じて支援するというところでございます。

ただ、芦屋道満につきましては、後世にこう、手が入っていて、本来の形ではないということで、今、現段階では、町の指定にはしておりません。そういったことで、そうした指定の文化財等に、いろんなこう、支障が起きたりした場合は、教育委員会に相談、あれば、それに応じているというのが、現状でございます。

それから、大撫山の埋蔵文化財の分ですが、あれを、学校とか、きちっとした管理できる所で、保管、保管といいますが、展示したいと思っておりますけれども、なかなか、その該当施設がないということでございます。

で、いろんな民具なんかも、なかなか町の、そうした、皆にこう、見ていただくような、施設が、最後はこう、ないということで、現在、いろいろとこう、検討をしております。まあ、これは、行政と、いろいろと協議しながら、少しでも早い時期に、イベントの時だけじゃなくて、常時、展示するところが、本当に欲しいと思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） そしたら、今回の、この挙がっておる中では、その大撫山で、今、ちょっと、どういうんですが、コンテナに入っている部分については、展示、下りてこないというようなことで、いいんですね。

それと、その設備だけじゃなくて、中の今、言われたように、ある程度、民具的な物は、入れ替えがあるのかと思えますけれど、更に、そういう、皆さんに、これ、こういうやつが見てもらう、見てもらいたいというようなやつが出て来たんかどうか、そこらへんは、どうなんですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） まあ、平福の場合は、倉庫がありまして、平福の商家に残っていた、いろんな民具が、民具というか、商家で使っていた物があります。そうした物を、展示替えがこう、なかなかできていないという。今、指定管理でしておりますが、なかなか、そうした作業ができてないのが現状でございます。

それから、平福郷土館につきましては、そうした民具ですし、上月の資料館につきましても、今は、本当にこう、経済が分かりますように、早瀬の土人形とか、皆田和紙の、そういったもの程度しかないわけなんです。できるだけ、その地域であった民具等が中心でありまして、三日月の陣屋館にしましても、陣屋にまつわる資料ということで、なかなか、

そうした古来の、そうした埋蔵文化財、そうしたものは、現在、展示はしておりません。そういう物を、専門的にこう、きちっと展示する所が、やっぱり必要ではないかなと思っています。

議長（矢内作夫君） まだ、質疑があるようですので、ここで暫時休憩をさせていただいて、また、再開をしたいというふうに思うので、よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） それでは、11時ということで。再開11時ということで、お願いします。暫時休憩します。

午前10時46分 休憩

午前11時01分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、時間が来ましたので、休憩を解きまして、会議を続行いたします。
他に、質疑。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） 資料なんですけど、まず、住民生活に光をそそぐ交付金の中で、4番と、それから、後で7番も、先ほどに関連して聞くんですけども、まず、4番の内容を、もう少し詳しく説明して欲しいのと。

それから、7番の方の、先ほど、埋蔵文化物のことが出てましたが、今回、この中に入っていないということなんですけど、やはり、これも、本当に大切なことだと思っております。で、これに加えて、やはり埋蔵文化物の展示いうのを、例えば、一般質問でもしましたように、大撫山の南用地などを利用して、ぜひ、これでできなければ、当初予算にでも組んでいただけたらと思います。ということで、それを説明、4番、お願いします。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。ああ、ごめん、すいません。生涯学習課長。

生涯学習課長（福本美昭君） 4番の図書館の施設整備事業の160万の分ですね。これにつきましては、図書館まあ、今回、2件出ておりますけども、図書館のまあ、棚の増設、ハイビジョンテレビのブルーレイのレコーダーの購入ということで、図書館の棚につきましては、今、現状の、南光の方の、図書室の方の書架の固定ということ。

それから、棚の増設につきましては、佐用の図書館の方のもので、今回、4連の書架を入った。まあ、入れるということです。

それから、AVの関係等につきましては、現状で、今、入っておるんですけども、10年目迎えたということで、非常に老朽化しております。そのために、今回、新しくということか、更新するということで、利便性を図るために、そのものを入れさせていただくという

ことであります。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 埋蔵文化財の展示のことですが、佐用町で、いろんな埋蔵文化財出ておりますが、全国、どこでも出ておるような物は、多いんですが、ただ今、なかなか、皆さん方に見ていただく機会がないということで、学校では、いろんな歴史、教育の中で、しておる時に、石包丁とか、そうした物は、学校の現場の、直接子ども達に触らせたりしながら、活用はしているわけなんです。まあ、教育委員会としましても、本当に、そうした、埋蔵文化財が、きちっと展示できるようなことを望んでおりますので、これからは、いろいろと行政と協議しながら、適切な展示ができるような方法を、これから、引き続き協議なりこう、検討していかなければいけない大切な課題だと思っておりますので、今後とも、引き続き、行政と協議しながら、適切な場所を求めていきたいと思っております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） ああ、笹田君。

8番（笹田鈴香君） ちょっと聞き取りにくかったので、もう1回、図書館じゃなくって、ハイビジョンテレビ及びブルーレイレコーダー、これのことを、もう少し分かりやすく、何台ぐらいかということが、台数があるのであれば、それらもお願いします。ちょっと、マイクが聞こえにくいです。

議長（矢内作夫君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（福本美昭君） （聴取不能）。

議長（矢内作夫君） 入ってない。入った入った。また、消えたぞ。

生涯学習課長（福本美昭君） 図書館のAVのブースってあるんですけども、そこに、42型のハイビジョンのテレビを更新するということで、考えております。台数、各2台ということで、レコーダーの方もテレビの方も2台ということで計画しております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。他に。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、敏森君。

4番（敏森正勝君） 事務的な、ちょっと話をお聞きしたいなと思うんですが、このきめ

細かな交付金事業計画表なんですけれども、これはまあ、一応、査定を受けて、こういうような状況になったんだろうと思うんですが、これを、事業名を、ちょっと見ますとです、7番、11番、13番。この7番の話をしますと、朝霧園特別会計繰出で、この事業名が通ったんですか。こういう事業名で。

議長（矢内作夫君） 健康福祉課長かな。総務課長。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） ああ、すみません。総務課長。

総務課長（坪内頼男君） これは、今、ご指摘の7、11、13というのは、それぞれ会計が別です、特別会計の方で、事業化している、しておりますので、この、今日、お示しさせていただいている、その事業計画書は、そういった一般会計の中で、分かるようにということで、整理させてもらっております。

実際には、申請の中では、それぞれ、朝霧園施設の施設整備とか、整備事業とか、そういう事業名で、まあ、県、国に上げてくる、上げていく事業につきましては、そういう形の事業名で計画を上げております。これは、整理上というんですか、繰出し、一般会計からは、それぞれの事業会計への繰出しの形での事業実施ということを明確にするために、こういう形で整理させて、資料として出させていただいているということです。はい。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、敏森君。

4番（敏森正勝君） 今、聞いたのは、当たり前のことなんで、そういうことには、分からんことはないんです。けども、その、事業名として、書いたんであればですね、朝霧園、これは、スプリンクラーの設置のことなんですから、朝霧園防災事業とか、というような格好の方が、この事業名として挙げるんであれば、いいんじゃないかなというふうに思います。

それから、笹ヶ丘の分につきましても、この事業内容であれば、機器更新事業とかね、そういうような方が、分かりやすいと思うんです。でないと、特別会計繰出なんて、そのままで書かれたりしたら、これは、分かっておるんですよ。こういうことは、分かるんですけれども、こんな事業名はないということです。そういうことは、僕は、ちょっと聞きたいなというふうに思うんです。

それから、もう1つ。まあ、この議会で、これが通ったということになれば、もう後、わずかしき期間がありません。ですから、この期間の中に、完全にできるような体勢が取れておるのかなということ。そういうこと、ちょっとお聞きしたいんです。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） その事業名につきましては、ご指摘のとおり、その、事業としては、今言われた表現というんですか、が、正しいと思いますけども、この会計の事情からいい

ますと、その、この事業は、どこの会計の事業か、そういうところを明確にしたいと。するという視点で、こういうまとめ方をしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それと、この事業の実施ですけれども、これまでの交付金事業もそうですけれども、本当に、年度末に近い時期に、交付も、限度額も示されて、なお且つその、事業が、そういった国の制度が成立した以降の事業ということで、非常に期間が短い中で、計画を上げるということになります。

で、これまでの事業と同じように、きめ細かな交付金事業、まあ、全て年度内で行えるように、まあ、担当課も含めて努力はするんですけども、きめ細かな交付金事業につきましては、従来と同じように、繰越というんですか、年度をまたぐ、繰越ししてもいいという、同じような、基本的な考え方あります。

ただ、この、光をそそぐ交付金につきましては、その、ソフト事業、特に、ソフト事業につきましては、普通に考えて、ソフト事業で年度をまたいで、繰越というようなことは、よっぽどの理由がないと、そういった繰越ができないという考えを、国の方は示されております。そういう事情もありますけれども、基本的には、年度内で行えるように、執行できるように、対応を考えていきますけれども、23年度繰越ということも、視野に入れて事業対応していくというのは、今の現状で考えている状況です。

議長（矢内作夫君） よろしいね。
はい、他に。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） 2点、お伺いをします。

住民生活に光をそそぐ交付金の事業内容、予算内容なんですけども、先ほど、金谷議員の方から質問があった内容で、少し、私なりに、まだ理解ができないので、再度、お伺いをします。

地域情報データベース構築事業ですね、担当課長の説明を、私なりに理解すると、ホームページの更新にあたるということで、こちらの方に計上している、その事業の概要ということで、CMSですか。ケーブルテレビ、防災行政無線、町広報誌などの情報の一元化を図るというふうな、そういうふうな理解ができる説明ではなかったもので、再度この、事業概要に上がっている説明について、もう少し理解ができるように、お願いをします。

それと、もう1点、2番の、障害者自立支援施設整備事業助成。まあ、社会福祉法人であるところの、はなさきむらの通所施設への助成ということで、助成目的については、何ら問うものではないんですけども、この助成を行うにあたっての根拠ですね、助成、補助金交付要綱等、助成、交付金要綱ですね、そうしたものが、どこに基づくものなのか、その2点について、説明をお願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） このCMSの導入につきましては、できるだけ、情報の一元化

というふうなことで、管理システム、で、今回については、このホームページの再構築ということなんですけれども、このCMSのソフト導入によりまして、今後、ケーブルテレビ、それから、防災無線、それから、町のホームページ、広報、一体的な、例えば、ホームページで、1つの情報を入力して流しますと、ケーブルテレビでの文字放送とか、そういうシステムへ流せれるような形で、今回、このホームページのソフトを導入したいと。

ただ、ケーブルテレビとか防災無線につきましては、そちらの方での、受けの体制が、まだ、取れておりません。これを、実際にやろうとすれば、そのケーブルテレビでありますとか、無線、そちらの方の機器の更新とか、機器の増設、それが出て来るんですけれども、今回については、このホームページの中で、その出せる情報を、一元化して出せる情報を、今回のホームページの中で、そういうソフトを導入しておきたいということで、上げております。

先ほど、言いましたように、このCMSの導入につきましては、他市町では、もう既に導入されている所が多いんですけれども、今後、町としましては、このホームページのソフトの導入に合わせて、計画的に、ケーブルテレビ、防災行政無線などの全体的な情報を一元化するというので、今回、事業計画の中には上げて、国の方への申請を、今、上げているところです。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 光をそそぐ交付金、2番のですね、はなさきむらの、今度、生活介護、重度心身障害者のね、内容については、いいと思うんですけれども、この額ですけれども、この事業そのものがですね、総事業費が4,000万ということで、まずございまして、これについては、国県の補助が4分の3。後、その4分の1はですね、普通はまあ、市、町というようなことが、あるんですけれども、これは、独自の、社会福祉法人が申請されておりますんで、4分の1は、はなさきむらのご負担されます。基本的には、そういうことなんですよね。それで100、出ます。

それで、ところがもう、予定では、だいたい、このですね、23年の7月頃、7月あるいは8月、遅くても、オープンするという予定なんですけれども、当然、その、補助事業、補助対象事業の中に、ハードな部分は、当然あるんですけれども、オープンするにあたってのですね、いろいろな備品関係ですね、補助対象にならない部分が、約2,000万弱ございまして。そういった状況の中で、先般、いろいろな要望もいただきまして、この交付金事業が、まだ、通知がある前です。そういう中でね、町として、どういうふうに対応するかという部分ですけれども、1つには、いちょう園、過去のね、過去の取り組み、こういった同じような部類の中で、こういった補助をやっているかというふうな部分を調べさせていただいて、いちょう園の問題とか、あるいは、町内にあります、作業所、あさぎりですね。そういった部分を、いろいろ検討する中で、特にその、部品がですね、備品ですね、これが特に、その、利用者、通所される利用者に縁の深い物。どうでも、これは、なくてはならないであろうというふうな部分を抽出させていただいて、それが、概ね、この金額です。まずね。

そういう状況の中で、総務課等とも調整しなければならないんですけれども、今、ご指摘の要綱的なもんね。それが、必置なのか。あるいは、この交付金事業の中では、融通がきくのか、そこらあたりについては、現時点では、まだ最終調整はしてございませんので、担当のですね、そういった部類の担当の総務課との調整、これは、今後ですね、検討して

いきたいなというふうに思っております。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） まず、1点目のデータベース構築事業の方ですけども、これはまあ、今の説明で、将来的な課題をもってということでの、初期の、一番最初段階の取り組みということで、理解はできます。

となればですね、後その、今、担当課長の方から説明があった、要は、その、住民にとってのニュースソースというのは、今、まず何が一番かというたら、ケーブルテレビであり、それから広報であり、防災無線であるというわけですから、それらが有益にこう、活用できるような取り組みを、今後こう、速やかに進めていただきたいと思います。

で、特に、ケーブルテレビとの情報の一元化ということになれば、最近でこそ、デジタル化が、もう終盤を迎えようとしていますので、テレビの画面から、文字情報を取って見るという作業が、比較的、一般家庭でも、進んできたかなと思うので、とりわけその、今、防災ネットなんかには上がっている情報を、テレビ画面からピュッとこう、取得できるような形になれば、もっともっと、いろんな情報の、早期な形での普及というのができると思うので、是非、このシステム導入後ですね、速やかに、そうしたことへの取り組みもお願いしたいと思います。

それと、2点目の方の、自立支援の方の施設の助成についてですけども、これは、ちょっとお伺いした観点は、その内容的には、十分議論されてて、当然のことながら慎重に検討され、この金額なり、助成の妥当性というのが出てきていると思うので、その点については、問うておりません。問うておるのは、その、町の財務規則上の問題で、この助成金を何に基づいて出すのか。

例えば、その、農林業の振興関係であれば、当然、農林施設の、助成金交付要綱とか、そういうようなものがあるわけですけども、残念ながら、こういうふうなお金を出そうとする時に、何かこう、適用できる要綱なり、条例があるのかと、その点を問うておるのです。それがその、交付金をもらうために、その要綱整備は必須かどうかというふうな観点じゃなしに、町の財政上の問題、財務規則上の問題でね、何に基づいて、この助成金を、まあ、個人であれ、社会福祉法人であれ、出すんですか、出すことができるんですかということ、質問しているんです。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） その点について、今、健康福祉課長が答弁したように、うちの総務の方と、今後、きっちり、その根拠等についても明確にさせていただきたいと思います。

今、ここでは、ちょっと、そういう事前の、調べてはおりませんでしたので、その点につきましては、今、申しましたように、担当課と総務の方で調整させていただいて、根拠も明らかにしたいということに、させていただきたいと思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） 最後です。根拠を明らかにじゃなしに、根拠がないものは、町長、お分かりのとおりだと思うので、一応、基本的なルールとしてね、予算等出す根拠を、ちゃんとセットに。根拠がないんだったら、予算計上と一緒に出すのが、これは、僕はルールだと思うんです。

で、そこの観点が抜けているというのは、大きな問題ですし、そういう認識を、やっぱり持つべきだと思うんです。で、過去の例の説明があったんで、例えば、いちょう園とか、これまであさぎり作業所なんかでという時に、私自身も係わっていた案件があるんかも分かりませんし、指摘できてなかったことは、反省しますけども、やっぱりその、特段、別に定めのないものを、新たにお金として出そうとする場合というのは、当然、個人が出すわけじゃないですから、それに必要な根拠づくりというのを、まず考えて、それから補正を組んで一緒に、どうですかという出し方が、必要だろうと思うので、そのあたりは、注意をしていただきたいと思います。

以上です。

議長（矢内作夫君） よろしいか。それで。

はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） ええっとじゃあ、きめ細かな交付金の中の事業メニューで、1 点お伺いします。

17 番の久崎地区防災倉庫整備事業の関係ですが、防災資材倉庫については、以前、県土木河川復興室が、久崎地区に、そういった計画、ある旨の説明をした経過があります。

で、それで確認したいのは、当然それは、踏まえて、この事業計画されているのか、それとも県の計画自体が、ご破算になったのか。踏まえてであれば、二重投資の問題なんかは、どうなのか。そのあたりの背景を伺います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 県とは、協議はしておりません。

〔鍋島君「ないんやな」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） はい。

あの、まあ、今回の事業につきましては、前にも説明させていただきましたけれども、町営住宅を移設して建設をします。まあ、それによって、現在使っている、旧農協の倉庫を撤去をします。で、あそこを、今度、町営住宅と共に、一時避難所として使える避難場

所も計画をしております。

それと、そこにはまあ、久崎の集会所もあって、まあ、あの土地をですね、全体をまあ、地域のコミュニティ、また、防災、そういう施設として、整備と、できる限り、地域のために有効に使えるようなものに整備をしたいという中で、あそこに高瀬舟も保管をしておりますのでね、高瀬舟も、どこかには、ちゃんとして、また、いろいろと地域のいろんな事業に、これからも今、利用、活用していただくためにも、保管をしなきゃいけないということです。

で、まあ、そういうことで、一部、そこにもね、舟を、高瀬舟を保管するだけではなくて、まあ、災害時の簡単な防災機材というものも収納ができるように、他の、地域で活用されるような資材を、その大きさの範囲内で使っていただければ、それは自由に使っていただけるのではないかと。まあ、そういう形で設置しようという話、ことです。

県が、防災資材倉庫と、防災倉庫といわれるのは、まだ何も具体的な話としては、聞いておりませんし、それが、もし重なってね、あったとしても、場所は違う所に、また、県がやってやろうと言っていたら、作っていただければ、いいのではないかなというふうに思いますけどもね。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。

16 番（鍋島裕文君） はい。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7 番（井上洋文君） きめ細かな交付金の 16 番目で、上月文化会館の改修事業で、トイレの改修なんですけれども、このトイレは、どんなんですか、オストメイト用のトイレ等、この多目的なトイレか、そこらちょっと説明お願いしたい。

〔上月支所長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、上月支所長。

上月支所長（木村佳都男君） 上月文化会館につきましては、昭和 55 年の築年でして、トイレ等につきましては、それ以降、30 年間、全然いらってないような状態です。トイレにつきましては、1 階と 2 階、それぞれ同じような形であるわけですが、今回、バリアフリー化、それから、若干、用排水についても、漏れ等も出てきておりますので、これらのトイレの改修、全面改修という形で、今回、挙げさせていただいております。

その中で、トイレとしましては、男子トイレ、それから女子トイレ、それから、障害者用のトイレという 3 つの区画の中で、一応設置をする予定にしております。

で、障害者用のトイレブースにつきましては、先ほど言われましたように、若干、その、ベビーベットを置くとか、それから、障害者の方が利用しやすいような形での配置を考えております。

以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） これ、前に町長にお聞きした時に、合併して、ある距離に、多目的なトイレをということの答弁をいっぺん、あったことあるんですけども、これ南光の役場、それから、ここの文化情報センター、それで、これで上月ができるんですけど、三日月にもあるんですか。どんなんですか。そこらは。

〔三日月支所長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、三日月支所長。

三日月支所長（廣瀬秋好君） 三日月のトイレも、障害者トイレ、別個にあって、同じような制度でやっております。設置はしてあります。

〔井上君「ほな、旧町、全部あるということですね。もう」と呼ぶ〕

〔町長「今、言われているのオストメイトのことですか」と呼ぶ〕

〔井上君「はい」と呼ぶ〕

〔町長「オストメイトですね。オストメイトまでは、支所に設置しているか。してないだろう」と呼ぶ〕

〔三日月支所長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、三日月支所長。

三日月支所長（廣瀬秋好君） すいません。その分について、検討はしたんですけども、利用の頻度の問題とかということで、今回、見合わせております。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 実際、頻度がどうともいう問題じゃないんで、そういう設置も、徐々に整備していくという考え方です。で、まあ、今回は、上月が、非常にまあ、文化センターがですね、古くて、整備する段階においては、そういうことも含めて、その時に、整備を、今後もさせていただきます。

三日月等についても、また、今後の計画として、検討をさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） きめ細かな交付金の分の15番ですけども、佐用中学校の獣害防止柵設置。今、部分的にはされているんですが、どのような柵をされるのか、お尋ねします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） これは、集落でですね、集落間で、今、防護柵をずっと設置していただいているんですけども、あそこ、甲の方もされ、また、乙の方も、今回、ずっと集落の皆さんが出てされました。そうすると、その間にある中学校の部分がですね、できてないと。で、中学校に、逆に今、ドンドン、今、シカが集まってしまってますね、中学校の運動場、裏、もうシカの糞だらけのような状態にもなってるし、そこから、また、下の方へですね、出てきているという状況です。これはまあ、防護柵を、全部つないでいくということが前提なんで、そのことは、まあ、前から、集落の方からもね、要望もありましたし、協議もありましたので、今回、当然まあ、23年度事業として、それを設置するということはね、もう前から、考えていたんですけども、今回のこの事業で対応させていただくという形にさせていただきました。

議長（矢内作夫君） それでは、他にはないようですので、これで、本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結をいたします。

これより本案についての採決に入ります。この採決は、挙手によって行います。

議案第1号、平成22年度佐用町一般会計補正予算案（第4号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

続いて議案第2号、平成22年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第3号）の提出について、質疑に入ります。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） スプリンクラー設置、当然ね、遅い感もするわけですけども、当然のことだと思いますが、ちょっとね、いわゆる、この間ずっといつてきた、建て替え問

題ね。建て替え問題の計画との関連で説明願いたいんですが。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 今、おっしゃいましたように、スプリンクラーの設置でございますけれども、ご案内のとおり、消防設備の関連法がですね、改正になって、21年4月1日以降はもう、必置やという部分でしたけれども、幸い、この施設は、もうその当時、当然、既設ですから、これについては、3年間ね、猶予を与えるということで、それが、23年度末ですね。それまでには、当然しなければならないというのが、まず先行してございまして、今、議員がおっしゃった、建て替えとか云々の話とは、これは、基本的に切り離してお考えをいただきたいというふうに思います。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） いや、切り離して考えるべき内容なんやね。これはもう、独自に、早急にやらなきゃいけない、安全の問題だから。合わせてね、建て替えの構想はどうかということを知っているわけで。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 施設そのものは、昭和54年に建て替えて、それぞれ、平成7年とか、大規模とか、それからアスベストの関係、やってございますけれども、今、おっしゃるように、命を預かっている施設でございますから、それがベストで、十分な施設とは、これは、また、いい難い部分があると思います。

しかしながら、今回の事業については、先ほど言いましたように、あくまでも別個でございまして、具体的にですね、今、おっしゃるようなご質問の内容については、まだ、煮詰まってございませんので、答弁についてはお許しをいただきたいと思います。

議長（矢内作夫君） はい、他に。他には、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結をいたします。これより本案についての採決に入ります。この採決は、挙手によって行います。

議案第2号、平成22年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案(第3号)の提出について、

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

続いて議案第3号、平成22年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第2号）の提出について質疑に入ります。質疑ありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） この説明をされたんですけども、グループ用ロッジから、デイキャンプ場への通路ということがあったと、資料にも書いてありますけども、それで、これらの、この工事の方法ですね、例えば、入札が、どういう方法で行われるか。また、その、材質などは、どういう物になっているか、そのへんもお尋ねします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、工事の入札とかというようなことは、関係ないでしょ。施設に。当たり前なんで。工事は、工事で、全体でやりますから、そういうことを、何か、質問される、今の段階では、その問題ではないと思っております。今後、きちっと計画をして、また、工事の発注を行ってまいります。

それから、グループ用ロッジとですね、デイキャンプがあって、その間が、行き来するのにですね、通路が、まあ、広場の中を歩いて行ってます。雨の日とかですね、まあ、天気の良い時なんか、なかなか行き来の時に大変だということが、聞いておまして、その計画で、当初、その、アルミとか、そういうものでやろうということでした。まあ、案が上がっていたんですけども、検討結果、その、木材、材木でですね、まあ、グループ用ロッジ、あの景観にも合ったような形のものを設置したいというんで、これから設計を行います。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） あの今、アルミとかね、そういうの、計画の中にあっただと言われたんですけど、景観に合ったといえは、それは、木材の方がいいんですけど、耐久力とか、そういった面で言うと、朝霧とかで、やっぱり湿気もよく含みますし、早く壊れやすいと思うんですけど、そのへんは、どのようにお考えですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そのへん、材木でも、そんな耐久性に、そんなに大きく影響するものではないと思っています。かえってね、アルミ等なんかの場合は、雪の重みとか、そういうもの、なかなか、既製品でやると、非常に高価でありますけれども、それなりにね、大きな部材を使っていけば、いいんでしょうけども、なかなか、通常の既製品のようなものというのは、木材でやった方が、非常にまあ、耐久性もあるというふうに、私は、思っております。

議長（矢内作夫君） はい、他に。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結をいたします。

これより本案についての採決に入ります。この採決は、挙手によって行います。

議案第3号、平成22年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第2号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

続いて議案第4号、平成22年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第2号）の提出について、質疑に入ります。質疑ありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） この工事の関係なんですが、説明には、ボイラーの更新とか、いろいろあるんですが、もう少し詳しく、細かく説明をお願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 工事請負費でございますけれども、工事につきましては、平成5年から6年に建設をされました、ログハウス2棟がございます。これにつきまして、非常にまあ、ウッドデッキの部分でございますとか、そういった所の腐食が進んでおりますし、そういった部分の修繕。あるいは、塗装全体がですね、非常にまあ、傷んでおるといふふうなことから、塗装修繕を行います。

それから、調理場の、調理場なりレストランの屋根部分が漏水をいたしておりまして、

これに伴います防水工事。

それから、先ほどおっしゃいましたボイラーの更新。

それから、調理室のですね、厨房機器を電氣化に替えます。

それから、大会議室、それから、中会議室、そういった、レストラン等も含めましてでございますけれども、そのカーペットの張替えといったような工事を実施をしていきたいというふうに思っております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） 分かりましたが、その中で、厨房機器の電化ということ、ここにも書いてあるんですけども、オール電化だと思うんですが、今回みたいに、今回は、あまり聞きませんでした、よく雪とか、いろんな災害の時の、停電なんかの場合の、その時の対策というか、対応は、考えておられるのかどうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） まあ、現段階ではですね、そういう、発電機とか、そういった物はですね、備えてございません。

ただまあ、今回、こういった形で考えておりますのは、特にまあ、調理場におきましては、スペース的にも、非常にまあ、そんなに、限られたスペースで広くございません。夏場におきましては、そういった外気温等が非常にまあ、高くなって参りますのと合わせましてですね、火を使いますものですから、高温になるということで、特に、一番心配なきゃならないのが、そういった食中毒の関係とかといったようなことも、以前からまあ、危惧をいたしておったわけでございますが、そういうものは、出してはならんことでございますので、そういう、火を使うというようなことをですね、少しは避けていきたいというふうなこと。

それから、やはりまあ、あの、電氣関係の機器にしますと、若干まあ、小型化ができるというふうなことで、スペース的な確保というふうなこともですね、合わせまして考えていきたいと。

あるいは、また、動線的な問題につきましても、その、動きですね、調理場内での動きというふうなこともですね、できるだけ効率的な動きができるようなというふうなことで、こういった形での改修ということで、考えさせていただいております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。

他にありますか。他に質疑はないようですので、これで質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結をいたします。
これより本案についての採決に入ります。この採決は、挙手によって行います。
議案第4号、平成22年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第2号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第5号 財産の無償譲渡について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第7、議案第5号、財産の無償譲渡についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵造典章君。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵造典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第5号、財産の無償譲渡について、ご説明をいたします。

ご承知のとおり、昨年3月に佐用町学校給食センターを建設し、9月から供用、稼働をいたしております。

本施設の稼働に伴い、不用となった5箇所の給食調理施設の内4施設は、学校や町有地でありましたので、学校においては、会議室や倉庫として活用できるように改修をし、旧佐用給食センターにおきましては、厨房器具や給食資材の保管庫として、現在、使用をいたしております。

ただ、佐用町上三河字野々口6番地の、南光給食センター、これは、鉄骨コンクリートブロック造の平屋建、1棟273.7平米につきましては、借地であり、借地返還時には原形復旧しなければならない。ただし、地権者の承諾があれば、原形復旧相当経費を支払うという契約になっており、元の畑地として復元することを基本として、地権者と返還の協議をさせていただきました。

協議の経緯の中で、畑地として地盤が落ち着くまでの保証というような指摘、問題もあり、原形復旧相当経費を補償費として支払うことで話を進めることとなりましたが、地権者の側から、建物が撤去されれば、くぼ地となり、日陰地で畑作もできないので、本施設を残して欲しいという要望が出されました。

既に、施設撤去工事を発注した後でありましたが、その評価額が264万余りに対しまして、撤去費用413万余りと上回っておりまして、撤去費用の軽減と、老朽施設が活用されるということで、土地所有者に本体施設を無償譲渡させていただき、長期借用させていただいた地権者である相手方の、春尾多賀助氏への借地返還とさせていただきたいというふうに思っております。

つきましては、財産の管理及び処分に関する地方自治法第237条第2項に基づく財産の無償譲渡について、同法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるところでございます。

ご理解賜り、ご承認いただきますように、お願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

だきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。
本案件につきましても、本日即決といたします。
これより質疑に入ります。質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 1 点目の質問として、評価額の、264 万 3,785 円という、この額なんですけど、これは、あの、根拠というか、この金額になる元について、1 つは、お尋ねします。

その点と、先ほど、提案の説明でもありましたけれども、解体の契約を、昨年 10 月 29 日の入札で、春名建設さんと契約しておりますが、その後の、この契約との関係については、どのように、今回の譲渡、無償譲渡とのかかわりで、どのようになるのか、それが 2 つ目。

それから、3 つ目は、この、施設が、建設されて、年数が経っておりますけれども、その施設そのものを、所有者の方が、まあ、活用したいということで、譲渡するという説明だったんですけれども、本人さんに渡った場合、個人の所有になるわけで、その所有者の方が、どのような活用をするかということについては、まあ、譲渡された後のことで、何ら規制はできないのではないかと思います。その点、3 点お願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） ただ今の平岡議員のご質問にお答えいたします。

まず 1 点目の評価額の根拠でございますが、これは、鉄骨ブロック造ということでございますので、県の財務事務所の評価となりました。

で、評価の根拠としましては、再建築価格と、それから、上昇、物価の上昇率がこう、1.556 という数字なんでございますが、再建築価格を物価上昇率で割りまして、経過年数、これは経過年数は限度額になっておりまして、0.2 をかけることとなります。と言いますのは、限度額というのは、もう耐用年数が過ぎてしまったという数字でございまして、その計算によりましての額が、264 万 3,000 円というような数字となっております。

それから、契約、既にこう、工事を発注した後での話、協議の中で、まだ、工事に着手していなかったということもありますが、その中で、町長の答弁でありましたように、くぼ地になって、何もできないので、その建物残しておいてもらえへんかという話がありまして、急遽、春名建設さんに変更の申し出をしまして、工事の変更契約をさせていただきました。工事の着手前なり、発注しておりますも、随時、そうした契約の変更は生じてくるものは、多々ございます。

それから、建物が既にこう、35 年を経過している、その建物を、春尾さんに譲渡しようとしているわけでございますが、その後の活用につきましては、当然その、譲渡された方が、取得税なり、宅地になりますと、宅地課税とか、まあ、建物の固定資産税、そうしたものは、譲渡を受けた者が支払っていくこととなりますので、その後の活用等につきまして

は、当面、話の中では、こなし小屋にでも使いたいんやというような話を聞いております。
活用につきましては、当方では、何も、こう、いうことができないんじゃないかなと思
っております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 最初の、県の財務事務所の評価に伴うということなんですけど、先
ほど言われた評価に、この金額が出るまでの計算式が、口頭で言われたんですけど、1
つは、その、再建築費というのは、いくらなのか。物価をそれに掛けて、耐用、経過年数
ですか、それを掛けることによってなるということだったので、その金額、もうちょっと
具体的に、財務事務所が示されている、この金額に、評価額になるための計算について、
示してください。

それと、2つ目の、変更契約になるということだったんですけど、解体契約として、
入札額は、税込みで703万5,000円の契約となっておりました。これが、変更契約になる
という回答でしたので、どのようになったのか、その点お願いします。もう一度お願いし
ます。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 評価の方法でございますが、平成21年度の評価基準採用、一応、
工場、倉庫用としての基準となっておりまして、再建の建築価格が、2,056万8,650円と
いう再建築価格となっております。

で、物価の上昇率は、1.556で割ります。で、後、0.2、経過年数の限度額でございます
が、0.2を掛けまして、264万3,000円という数字でございます。

後、変更契約の件でございますが、変更契約は、本体が、残すということで、減額とな
っておりますが、541万円で、周囲、本体を残した以外の分の工事をしております。はい。
以上で、よろしいですか。

議長（矢内作夫君） 平岡さん、分かりました。
はい、他に。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） この前、12月で、補正で出て来た分だと思うんですけども、その
時、私たちは、知らなかったんですね。まあ、あの、私、産建の委員会なんで、知らなか
ったんですけども、後で、その席の休憩中に、こういう話が、実はあるんだというのを、
聞いたんですね。うん。ということは、その時から、もう行政側は、分かっているながら、

補正組んで、議決、僕らに、求めたんかというのは、あるわけですよ。

で、僕ら、当然、それを、その時、こういう問題が起こっているというのを知らなかったから、いうのがありますね。それでは、ちょっとおかしいんじゃないかなという気がします。

そして、このまあ、本来だったら、当然、更地にして、返すのが当たり前だろうと思うんだけど、そうじゃなくして、契約の中で、まあ、そういう無償譲渡もあるような契約だということなんで、それであるなら、その契約書というのを、僕らにもちょっと、きちっと見せて、提出の上で、協議して欲しいというのが、私は、提案の方法じゃないかと思うんですけども、どうですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） はい、すみません。

12月に、実はあの、補償費ということで、話、協議の中で、町としましては、契約どおりの原型復旧で返させてもらいたいという話もしましたし、本人も是非、そうしてくれということで、話を詰めました。

で、結局、その話の中で、当時の、まあ 35 年前なんですけど、原型の当時の図面がなくて、聞きながらこう、しなければいけない。中に赤線があったりとかいうようなこともありまして、で、それが、地盤が落ち着くまで、雨でこう流されても、ちゃんと数年は、補償してくれいよというような、そういう話がありました。そこまで、5 年先まで、復旧が、いろんな注文を受けながら工事をやっていくのと、それから数年間かけての補償ということも、ちょっと困難なんで、もうそれだったら、契約の中身が、この処理に相当する費用をまあ、支払って、その返還ができるということがありましたので、その項目でお願いできないかということで、補償費を、了解得まして、12月に補正をさせていただきました。

で、その時に、若干ちょっと、私、この会議、議会の中でこう、説明させていただきましたが、それがくぼ地になって日陰で、後、畑地として活用できないということで、建物があるんだったら残しといてもらいたいという。で、それを、無償譲渡というか、そのまま残して、本人に譲りたいというような話も、ちょっとさせていただいたんですが、ただ、それが、きちっとした、私、その、解体費用との差額を見たら、もう当然、安くつくから、行政として得になるから、もう、そのまま、簡単にこう譲れると思っていたんですが、結局、町の、町の財産を譲渡するには、きちっとした、法律に基づいた処理をしなければいけない。それについては、適当な、適切な対価を払ってもらって譲る。そういうことだったんですが、それが、解体費用の方が、評価額を上回っているということで、差額が生じないということで、これは、議会の議決を得て譲渡するという、そういうことございまして、それ、若干、その、本会議の中で、ちょっと触れさせていただいたと思うんです。説明は、それほど詳しくなかったと思いますが、簡単なこう、説明させていただきました。

それで、今回は、とりあえず用地の補償費としての支払いは、契約は済みましたよと。それで、もう1つのこう、物件の譲渡については、議会の議決を求めなきゃいけないということで、それに適切な理由として、解体する撤去費用の方が、評価額を上回っているということで、まあ無償になるということでの議会の同意を求めるものでございます。

議長（矢内作夫君） ここで、ちょっとお諮りをするんですが、12時が来ようとしておりますが、議案第5号の審議が終えるまで、昼の時間を延長したいというふうに思うんです

が、それで異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、それでは、そういうことで異議なしと認めて審議を続行いたします。
よろしいか、山本君。

10 番（山本幹雄君） まあ今、今いいです。はい。

議長（矢内作夫君） 他に、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。
これより本案に対する討論に入ります。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで、本案に対する討論を終結いたします。
これより本案についての採決に入ります。この採決は、挙手によって行います。
議案第 5 号、財産の無償譲渡について、原案のとおり可決することに賛成の方の、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議長（矢内作夫君） 以上で本日の日程は終了をいたしました。
お諮りをいたします。今期臨時会に付議された案件は、終了いたしましたので、これで閉会をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、第 40 回佐用町臨時議会はこれをもって閉会をいたします。
閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。第 40 回佐用町臨時議会に付議されました 5 案件につきまして、各位のご精励によりまして、適切妥当な結論をいただきましたことに対し、感謝を申し上げます。
きめ細かな交付金事業、また、住民生活に光をそそぐ交付金事業が、当初の目的に沿った形で、1 日も早く完成されますことを望むところであります。
まあ、今年は、例年になく、非常にこう厳しい寒さが続いております。まあ、久々に先日は、大変な大雪に見舞われましたが、風邪などまあ、皆様方にはひくことのないように、また、道路の凍結等によりまして、事故なんかも非常にこう、多く発生しているというように聞いております。気をつけていただきまして、引き続き、それぞれの立場で、ご活躍

をいただきますよう、ご祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。どうもご苦労様でした。

それでは、町長、お願いします。

町長（庵途典章君） どうもありがとうございました。

それぞれ提案させていただいた議案につきましては、原案どおりご承認をいただきました。本当にありがとうございます。

ただ、審議に入る前にお話しさせていただきましたように、国からのですね、今まあ、改めて指導が入ってくると、あるという、指示が出てくるという可能性もございます。

また、この事業は、緊急に対策として示されたもので、事業の一応、今日いただきました内容について、出させていただいて、議決いただきましたけども、執行に当たりましてはですね、まだまだ、それぞれ十分に、これあの、研究をしたり、また、事業の内容を詰めて、また、協議をしてですね、効果的なものに、より効果的なものにしていきたいというふうに思っております。

まあそれと、当然、ご質問にもございましたけれども、もう年度末になってからの、こうした事業です。内容によりましては、当然、繰越をさせていただいて、23年度にかけての事業ともなります。

また、現在、23年度、新年度に向けての予算の、今、編成を行っておりますけれども、まあ、それとの当然、関連もあります。十分にですね、この、貴重な財源です。有効に活用できるように、今後、慎重に進めて参りたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。本日は、誠にありがとうございました。

議長（矢内作夫君） はい、ありがとうございました。

午後00時00分 閉会
